

はじめに



わが国では、急速に進行する少子化や高齢化による家族形態の変化、就労の多様化による子育て環境の変化に対応するため、子ども子育て支援の様々な取り組みが進められています。

平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づき、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭での養育支援等を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度より施行されました。また、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、令和元年 5 月には幼児教育・保育を無償化するための「改正子ども・子育て支援法」が成立し、令和元年 10 月から実施されています。

本市においても「子ども・子育て支援新制度」により「第 1 期国東市子ども子育て支援事業計画」を平成 27 年 3 月に策定し、「ふるさとに支えられ、安心・元気な子育て・子育ちができるまち」を基本理念に掲げ、子育て環境を整備するとともに、地域子ども・子育て支援事業が効率的に提供されるよう、様々な施策を推進してきました。

この度、平成 27 年度から平成 31 年度までの第 1 期計画が終了することから、現計画を社会環境の変化や市民ニーズに応じたものとするために見直しを行い、令和 2 年度から 5 か年を新たな計画期間とする「第 2 期国東市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

第 2 期計画においてもこれまでの基本理念を継承し、次代を担う子どもたちが生まれ、いきいきと成長することを願い、また、保護者にとっても子どもを産み育てる喜びが実感できるよう、子育てがしやすいまちを目指して、家庭、学校、地域、企業そして行政がそれぞれの役割を果たし、相互に協力しながら、この計画の推進に努めてまいります。

市民の皆さんには、本計画の趣旨をご理解いただき、より一層のご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「国東市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、「子ども・子育て支援事業計画のための実態調査」やパブリックコメントなどで貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係各位に心からお礼申し上げます。

令和 2 年 3 月

国東市長 三河明史

目 次



第1章 事業計画の策定にあたって

1 事業計画の策定趣旨	2
2 事業計画の法的根拠	3
3 事業計画の期間	3
4 国の少子化対策の主な取組み	4
5 事業計画の位置づけ	5
6 事業計画策定の経緯	6

第2章 本市の子どもと家庭を取り巻く状況と課題

1 本市の状況	8
2 アンケート調査結果（抜粋）	16
3 本市における子育て支援に関する課題	37

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	42
2 大切にしたい視点と基本目標	43
3 計画の施策体系	45

第4章 子ども・子育て支援事業計画に対する施策の展開

基本目標1 子どものための教育・保育の充実	48
基本目標2 地域における子育て支援	51
基本目標3 子どもの健やかな育ちを促す支援	60
基本目標4 子どもの健やかな成長に向けた総合的な支援	69

第5章 子ども・子育て支援法にかかる事業計画（第2期）

1	子ども・子育て支援新制度について	80
2	教育・保育提供区域の設定について	86
3	幼児期の教育・保育の量の見込み及び確保の方策	87
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策	93
5	幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容	107
6	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	108
7	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携	109
8	労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	111

第6章 計画の推進体制

1	市民それぞれの役割	114
2	計画の実施状況と点検推進体制	115
3	計画の公表及び周知	115

資料編

1	国東市子ども・子育て会議委員名簿	118
2	国東市子ども・子育て会議規則	119
3	幼稚園、小学校、中学校の状況	121
4	子育てサービスの状況	122
5	子ども・子育て支援制度用語定義・他用語集	125

◆年号記載方法について

2019（令和元）年5月の改元に伴い、本文中の年号は2020（令和2）年のように、「西暦と和暦を併記」しております。なお、グラフ及び表における記載は「西暦表記」としております

